

大店立地専門家会議（2019.10.24）

議 事

日 時：	2019年10月24日（木）10：00～11：06	
会 場：	札幌市役所本庁舎 18階 第四常任委員会会議室	
出席者：	委員5名	今野座長、橋長委員、岸委員、高橋委員、道尾委員
	審査担当課7名	交 通：金編交通計画課特定交通施設担当係長、佐竹係員 騒 音：林環境対策課騒音対策担当係長、若浜係員 廃棄物：前野事業廃棄物課一般廃棄物係長、磯崎係員、櫻庭係員
	経済局3名 （事務局）	守屋商業・金融支援課長、牛嶋商業・金融支援課商業振興係長 坂本係員
	傍聴者	0名
	配布資料	会議次第・出席予定者名簿・配席図
事務局（課長）	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、これから専門家会議を開始させていただきます。</p> <p>まず最初に、前回の会議でご指摘いただいた件について、担当よりご報告をさせていただきます。</p>	
事務局	<p>まず初めに、ツルハドラッグ百合が原店ですが、出入り口の一つは、来客用の6時半からと荷さばき用の6時からの併用ということでしたが、荷さばき用の8時からのスタートであれば、来客用の6時半からに合わせた運用でもいいのではないかという意見がございました。</p> <p>こちらを設置者に確認いたしましたところ、荷さばき作業は、日々の店舗の営業、運営でしたり、季節、周囲の住宅でしたり、配送ルートの変更などによって変動する可能性があるため、あらかじめ午前6時から午後10時までの間で実施できるよう設定しているということでした。</p> <p>次に、店舗の一つでパック商品が出るということで、生ごみ対策をされることは認識できるのですが、長期保管しないように計画的な収集、運搬を行ってほしいという要望がございました。</p> <p>こちらについては、設置者に要望を伝えまして、計画的に行うとの回答がありました。</p> <p>続きまして、アクロスプラザ南22条は、搬出入車両の出入り口の一つが北側の変形交差点及び横断歩道が近いということで出入庫も右折で支障がないという判断ですが、やはり、危険だということで、状況を見て左折入庫するなどの対応をしてほしいという要望がございました。</p> <p>こちらは、配送業者及び店舗社員に指示をしまして、該当の出入り口への入出庫は左回りの経路で運用するというので設置者から回答がありました。</p> <p>続きまして、店舗の一つに生ごみが排出される店舗がございましたので、そちらの冷蔵庫について、冷蔵しているから大丈夫だということではなくて、冷房・冷蔵設備のメンテナンスもしっかり行って、異臭が発生しない状況を維持していくことを注意してほしいとい</p>	

	<p>う要望がございました。</p> <p>こちらも設置者に要望を伝えまして、注意するという回答を得ました。</p> <p>以上になります。</p>
事務局（課長）	<p>ただいま、前回審議した件について報告させていただきましたが、何かご質問等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>よろしいですか。ありがとうございます。</p> <p>それでは、早速、本日の審議を行いたいと思います。</p> <p>本日の審議案件は、コープさっぽろ新琴似店、ツルハドラッグ本町2条店及びガリバー札幌清田店の新設届の3件でございます。</p> <p>それでは、これ以降の進行は今野座長のほうでよろしくお願いいたします。</p>
今野座長	<p>ただいま事務局からご説明がございましたように、本日の案件は新設の届け出が3件ということでございます。</p> <p>まず、コープさっぽろ新琴似店の概要説明を事務局からお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>【コープさっぽろ新琴似店概要説明】</p>
今野座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま報告がございました届け出店舗に関しまして、ご質問あるいは審査に当たりますの留意事項等がございましたらご発言いただければと思います。</p> <p>毎回のことではございますけれども、交通、騒音、廃棄の順番で進めてまいりたいと思います。</p> <p>まず、交通からですが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>では、続いて、騒音に移りたいと思います。</p> <p>騒音についてご発言いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。</p>
高橋委員	<p>今回の排気①というのは、夜間には使用しない排気の施設になっているのですか。</p>
騒音担当	<p>昼間のみの使用で夜間は使用しないという書類になっているかと思います。</p>
高橋委員	<p>ちなみに、何の排気なのでしょう。</p>
騒音担当	<p>資料の93ページに機器のカタログが載っておりまして、厨房用ということで書いてございますので、恐らく厨房用の排気かと思います。</p>
今野座長	<p>他はよろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>それでは、最後の廃棄に移りたいと思いますけれども、廃棄については、まず、佐藤先生からいくつか質問、確認事項がございますけれども、その前に、この場の委員の先生からあればお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>では、事務局をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>佐藤委員からは、まず、四つございました。</p> <p>まず一つ目は、生ごみ保管庫は冷蔵ということですが、冷蔵設備を維持管理していただくことと、生ごみが滞留しないように計画的な収集を行うよう店舗に伝えていただければ</p>

	<p>と思いますという意見がございました。</p> <p>こちらは、計画的な収集を行うよう設置者にお伝えする予定です。</p> <p>二つ目は、C棟には物販④というものがございりますが、廃棄物収集がなく、保管庫も設置されないように見受けられる。廃棄物関連についての審議対象ではないと考えて良いかという意見がございました。</p> <p>こちらについては、物販④は薬局が入居する予定であるため、独立した保管施設はないとのことでした。</p> <p>予定していた業種と異なる業種が入居する場合は、保管施設の位置変更の届け出を行うとのことでした。</p> <p>また、届け出書には指針による排出予測量の記載がC棟の個別にはありませんが、廃棄物2ページのB棟物販②の排出量予測に、C棟分の店舗面積を加算して排出予測量を算出したところ、排出予測量は廃棄物用、再利用対象物用ともに保管施設の容量を下回るため、廃棄施設の容量としては余裕があるということで問題ないと考えます。</p> <p>また、同様の案件があった場合は、物販④のようなケースでも届け出書に廃棄物関連の記載を設置者に依頼する予定です。</p> <p>三つ目ですが、申請上は店舗の開店は7時からとなっておりますが、住民説明会では開店時間は9時と述べられており、矛盾していないかという質問がございました。</p> <p>こちらについては、催事等、開店時間を前倒しする必要があるため、届け出上は最長の時間を記載しているということでした。</p> <p>四つ目ですけれども、B棟への物販店舗は未定であり、生ごみは発生しないという記載がありますが、どこまで確定事項なのかが判断ができない、店舗が決定した後のフォローが必要で、店舗が決まってからの審議が必要でないかと思うという意見がございました。</p> <p>こちらについては、設置者からは、B棟には衣料品店、眼鏡店、100円均一店が入居すると聞いているため、生ごみは発生しないと思われます。</p> <p>なお、小売業者が決定しただけでは、大店立地法上は入居後の届け出のみで審議対象とはなりません。しかし、生ごみが発生するような店舗がもし入居する場合には、廃棄物保管施設の位置変更等の届け出が必要になるため、審議対象になる場合がございます。</p> <p>入居店舗について設置者に確認するとともに、生ごみが発生するような店舗が入居する場合は、事前に事務局に連絡を入れるように伝えております。</p> <p>以上となります。</p>
<p>今野座長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、基本的にはご意見等がなかったと思います。</p> <p>本件の審議結果は、市として8条4項に基づく意見はなしとすることが適切と思われるのですが、異議はございませんでしょうか。</p>
<p>道尾委員</p>	<p>交通のことで1点漏れがありまして、Aの10ページですけれども、A棟のコープさっぽろの荷さばき場は、店舗後方でありまして、今までですと、看板表示等では搬入出車両の出入り口のようなものは他の物件では見られていたと思うのですが、今回の場合、出入り口1とか出入り口2まで長距離、駐車場を走行してということになると思うのですが、ここの搬入経路の表示の考え方みたいなものは先方から何かありましたか。</p>

今野座長	いかがでしょうか。
交通担当	A-9ページで、駐車場までの出入りのルートはあるのですが、敷地内のルートは事業者からは特段聞いておりません。
道尾委員	荷さばきの時間帯とか、表示されたものと、店舗の営業してからの内容もあって、お客様というか、歩行者との混在とか、駐車場利用者との混在などもあるかと思うので、そこが気になってコメントがありました。
交通担当	A-5ページで荷さばきの計画を記載させていただいておりますが、②の搬出入車両の出入り口の検討というところで、出入り口が一般と同じ①、②を使うということもあるので、計画的な搬入を行い、安全確保を図るとともに、安全の確認を図ることがあります。そこは、もう一度事業者さんにも伝えたいと思いますが、ある程度検討はされているところかと思っております。
高橋委員	今の経路についてですが、当然、騒音のほうで経路を使っているの、騒音のデータといいますか、B-6を見ていただくと経路は書いてあると思います。
交通担当	ありがとうございます。確認が十分行き届いておりませんでした。
今野座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他はよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>それでは、改めて、委員の皆様から特段の意見はございませんでしたので、本件の審議結果は、市として8条4項に基づく意見はなしとすることが適当と思われるのですが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」と発言する者あり）</p> <p>では、専門家会議として、市として意見はなしとすることが適当であると判断いたします。</p> <p>なお、廃棄のところで佐藤委員から4点ほどありましたけれども、そのうちの1点目の要望について、事務局から設置者にご確認いただければと思います。最終的な意思決定に反映いただければと思います。</p> <p>それでは、1件目は以上としたいと思います。</p> <p>続いて、ツルハドラッグ本町2条店の概要説明をお願いします。</p>
事務局	【ツルハドラッグ本町2条店概要説明】
今野座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>先ほどと同様に、ご質問あるいは審査に当たっての留意事項等がございましたらお願いします。</p> <p>交通、騒音、廃棄の順でまいりたいと思いますが、まず、交通の件ではいかがでしょうか。</p>
岸委員	<p>二つ質問があるのですが、ツルハのほうでは自動車分担率が30%で、先ほどのコープさっぽろは50%と、結局、用途地域別に分担率を適用するというやり方が、マニュアルに従ってやっているのでしょうか、実際問題、30%というのは低くないのかと思うのです。そこについてどうなのかというのが懸念事項の一つ目です。</p> <p>もう一つは、先ほどのコープさっぽろもそうですけれども、冬期の積雪期と非積雪期を</p>

	<p>交通量の比率で1.2というふうにするのはマニュアルに載っているものですか。</p> <p>以上、2点です。</p>
交通担当	<p>分担率についてはマニュアルどおりにやっているということで、もしかしたら実態と少しかけ離れているかもしれないところがあるのですが、一旦マニュアルどおりにやっているということでご理解いただければと思っております。</p> <p>2点目の冬期の補正ですけれども、これはマニュアルに基づいていないもので、札幌市で独自にやっているもので、交通センサスで出ている数値を用いて安全面を見て考慮するというのでやっていただいております。</p>
岸委員	<p>そこは、マニュアルはなくて、札幌市がやれというふうに言っているのですか。</p>
交通担当	<p>そうです。</p>
岸委員	<p>そうすると、結局、みんな平成17年のデータを使えというのも札幌市の指示によるものになるのですか。平成27年のデータとかあるだろうと思いつつながら、データはちょっと古いのではないかと思うのです。どっちもやっているから、マニュアルに従ってやっているのだろうと思うのですが、その位置づけについて教えてください。</p>
交通担当	<p>平成17年の交通センサスではなく平成27年の交通センサスを使用すべきというのはもっともな意見かと思っておりますので、確認します。</p> <p>※実際は平成17年の交通センサス結果でのみ冬季補正が可能であるため、平成27年の交通センサスの結果は使用できない。</p>
岸委員	<p>冬の調査は、1.2倍はもうやっているということですか。どの施設でも届け出は1.2倍はやっているものだという理解でいいですか。</p>
交通担当	<p>一旦、こちらに相談に来たときには、1.2倍しないで出てくるものもあるのですが、指導としては、冬期のこともあるので、そちらでも検証してくださいということでごやっていただいております。</p>
岸委員	<p>わかりました。</p>
今野座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>ないようでしたら、続いて、騒音に参りたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>先生、よろしく申し上げます。</p>
高橋委員	<p>1点教えてください。</p> <p>夜間の騒音レベルを求めている、図で言うと、B-8ページの病院側があると思うのですが、病院側の地点としてスモールc1'、c5'、d1'と三つぐらい設定しているようですが、その手前に管理棟がありまして、そちらには人が全くいないという判断で、近いところは評価していないということなのではないでしょうか。</p>
騒音担当	<p>おっしゃるとおりだと思いますが、住居に準じるものとして、入院患者さんがいるようなところで評価をしているといったことだと思いますので、病院管理棟については、生活環境という観点からは評価の対象外ということで、こちらで評価されていると判断しております。</p>
高橋委員	<p>分かりました。</p>

	<p>通常、法律的にはそういった考え方で構わないと思うのですが、その環境といたしますか、人のほうから考えると、仕事でそこにずっと張りついている人はいいいのかという議論にもなりますので、例えば、管理棟に人が常に張りついているのだということがもしあるのであれば、環境としてはぜひ考慮していただきたいと思います。事務所だからいいという判断ではなく、実際、人に対してどうなのだというところを少し検討していただくとありがたいと思います。</p> <p>審査的には、そういった判断で問題ないということであれば良いのですが、もしそういう事業者とお話をするようなことがあれば、そういうところも考慮していただきたいということを伝えていただければと思います。</p>
騒音担当	今後、そのような観点も含めて審査してまいりたいと思います。ありがとうございます。
今野座長	<p>他はよろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>最後は廃棄物に参りたいと思いますが、廃棄物について、この場の委員から何かございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>事前に佐藤委員から1点指摘事項がございますので、事務局にお願いいたします。</p>
事務局	<p>佐藤委員からは、「生ごみが発生する店舗においては、生ごみが滞留しないよう計画的な収集をお願いしたい。また、外に保管庫がある店舗においては、カラス等が集まらないように清潔に保つことを要望する」という指摘事項がございました。</p> <p>こちらについては、設置者に計画的な収集を行うよう説明をしてまいりたいと思います。以上です。</p>
今野座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、委員の皆様からも特段のご意見がなかったようです。本件の審議結果は、市として8条4項に基づく意見はなしとすることが適当と思われませんが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」と発言する者あり）</p> <p>では、専門家会議としては、市としては意見はなしとすることが適当であると判断いたします。</p> <p>なお、審議の中での佐藤委員の廃棄物関連の指摘については、専門家会議の指摘ありとして、市から設置者に対して特段の配慮をお願いしたいと思います。</p> <p>最後に、三つ目の案件でございます。</p> <p>ガリバー札幌清田店の概要説明をお願いしたいと思います。</p>
事務局	【ガリバー札幌清田店概要説明】
今野座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま報告がございました届け出店舗に関しまして、ご質問あるいは審査に当たっての留意事項等がございましたらご発言いただければと思います。</p> <p>まず、交通からですけれども、いかがでしょうか。</p> <p>では、先生、よろしく申し上げます。</p>
道尾委員	交通といたしますか、全体の配置図の図面のことでどうなのだろうというところがあるの

	<p>ですけれども、例えば、図-3とか、全体配置図の中に歩道とか中央分離帯もあるような羊ヶ丘通ですが、一切の描写がないのです。例えば、住宅地図のほうで見れば当然あるわけですが、これまで審議してきた物件の中でこういった図面を見たものはなかったもので、周辺環境をどう考えているかという図面の表記のときに適切ではないのではないかと思います。</p>
交通担当	<p>かしこまりました。</p> <p>ただいまのご意見を踏まえて、次回以降に出てくるものについては、きちんと歩道とか道路の状況がわかるような図面にするように指導したいと思います。</p>
道尾委員	<p>駐車場とか搬入のところにも同じフォーマットの図面があるのですが、それについてもあわせてよろしくお願ひいたします。</p>
交通担当	<p>かしこまりました。</p>
今野座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
岸委員	<p>マニュアルに従って数字を超えていけばいいというのが、この評価基準の絶対的な条件なのに、マニュアルに従ってなくて、中古車だからというので下回っている台数でというのは、私は、現実を見たらそうだろうなと思いますが、それを、ここでどういう位置づけで認めることになるのですか。こうなってくると、マニュアルに従ってなくてもいいという判断ですね。それはどういう位置づけになるのかについて教えてください、</p>
交通担当	<p>経産省が発行している大店法の解説等の中で、その指針に基づいた計算方法も掲載されているのですけれども、特別な事情により立地状況や既存の店舗データ等が明確に根拠を示せる場合については、そちらを使っても差し支えないという記載がありますので、今回については、特殊な店舗形態ということも勘案して、既存データの利用実態も提供されましたので、そちらで問題ないと判断しているところでございます。</p>
岸委員	<p>分かりました。</p> <p>確認ですけれども、これは営業している店舗ですか。</p>
事務局	<p>既に営業しております。</p>
岸委員	<p>もう一回教えてください。何で営業しているものを今ここで審査しなければいけないのですか。</p>
事務局	<p>現在、使われているところとしては1階の商談スペースのみでして、そうすると1,000平米未満になります。ただ、これを2階以降の立体駐車場になっているところを展示スペースとみなすと、売り場面積が1,000平米を超えるので、大規模小売店舗としてみなさなければいけません。それを超えたときが、こちらとしては大店立地法上考えなければいけない日と考えるので、審議対象となります。</p>
岸委員	<p>現状、今、ここで営業していて、この駐車場が満杯になるような問題は発生していないのですね。</p>
事務局	<p>現状、そのようなことは聞いておりません。</p>
岸委員	<p>しかし、展示台数によってお客さんが来るのが変わるというのがありますね。そうすると、展示スペースがふえるということは、今よりも駐車場の台数は増やさなければいけないということになるのではないかと思います。その判断はどのような形で受けとめれ</p>

	<p>ばいはいですか。</p>
交通担当	<p>今は、実際に15台分の駐車スペースがあって利用されています。ただ、現状、それが満杯になっているかどうかの確認はできていないのですが、今回、根拠としては、供用開始後の展示場のスペース分で勘案した台数で出していますので、問題ないと判断しているところです。</p>
高橋委員	<p>今の岸先生にかぶせるようで申しわけないです。</p> <p>私も、ここを読んだときに、104台と出ていて、実際は違います。実際に違う特例的なものは、何でもそうなのですけれども、そういったものが必ずあると思ったのですが、それであれば、わざわざ104というのをここに載せる意味は何かあるのですか。</p>
交通担当	<p>おっしゃるとおりかと思います。</p> <p>申し訳ございません、様式がそうなっているとしか言いようがないのですが、分かりづらい部分があると思いますので、既存台数のものを使う場合については、指針を下回っている場合にはそういったデータも使用することが可能という形になっているので、指針としていつから必要かというのを目安として明示したいということもあって、こういった記載になっております。</p> <p>ただ、いきなり必要台数の算出ということから説明してしまうと、聞いていてわかりづらい部分もあると思いますので、そこら辺はどういった方法でできるのか、検討させていきたいと思います。</p>
高橋委員	<p>ということは、指針上、必ず数値を出さなければならないという指針ですか。運用上、特例として下回ったものとはということで、法的に下回った数字について根拠はないということですか。</p>
交通担当	<p>一応の解説上は、まずは指針上で台数を出しなさい。それより下回った台数を設置する場合は根拠を示しなさいという形になっていますので、指針上、いくら必要かというものはどうしても明示させていただく必要があると思っています。</p>
高橋委員	<p>すっきりしないのですが、今、この場ではもう少し検討してみたいと思います。</p>
今野座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他はよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>続きまして、騒音関係に参りたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
高橋委員	<p>一応、夜間は9時までということで、荷さばきまで入れても10時までには間違いなく終わります。空調も全て止まるということですのでよろしいですね。ということの確認だけをしたいと思います。</p>
騒音担当	<p>書類審査上、そのように認識して審査しております。</p>
今野座長	<p>他はよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>最後に廃棄物関連ですが、この場にいる委員の先生方から何かございますか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>佐藤委員からも特段意見はなかったようでございます。</p> <p>それでは、委員の皆様からもご意見がなかったようでございますので、本件の審議結果</p>

	<p>は、市として8条4項に基づく意見はなしとすることが適当と思われまじけれども、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」と発言する者あり）</p> <p>では、専門家会議としては、市として意見はなしとすることが適当であると判断いたします。</p> <p>本日3件の審議をいたしましたけれども、以上で本日の審議を終了したいと思います。</p>
高橋委員	<p>全体を通してですが、まず、前回の会議のときに、夜間の騒音測定地点の高さをわかりやすい表記にしてもらいたいという意見を申し上げて、きのう送られてきたものの中にもそういった意見はあるのですが、今回のものについても、後半の資料を見ないと高さはわからない書きぶりになっているのです。</p> <p>先ほど言ったように、審査上、そういう様式になっているので、それ以上はということであれば構わないのですが、前回、そういった意見を申し上げましたので、その前の幾つかの資料の中では、そういったものがわかるような資料もあった気がしたので、そういった意見を言わせてもらいました。今回のものについても、基本的には同じ書きぶりで、基本的には資料を見なければ分からないようになっています。</p> <p>一応、前回申し上げましたことに対して業者さんには言ってもらっているようですが、できればやってもらいたいというのは変わりませんけれども、そんなに強く申し上げることもないと思っております。</p> <p>今回、この三つの審査といいますか、全体を読ませていただいたのですけれども、三つの書きぶりがかなり違うのです。基本的に、これはみんな同じ業者さんがやっていると思うのですが、なぜ同じ業者でこんなに丁寧に書かれているものとざくっと書かれているものがあるのか、審議内容とは関係ないのですが、札幌市さんに教えていただきたいと思えます。</p>
事務局	<p>まず、届け出書の前回の会議の意見でございますけれども、今回の審議対象のものは、その会議より前に提出いただいたものですので、既に業者にはその旨を伝えております。</p> <p>ただ、それが反映されるのは、次回、次々回以降になってしまうと思います。</p> <p>また、書式が違うということですが、大体は二、三社ぐらいからのコンサル業者から上がってくるのですが、さらに騒音を依頼する業者でしたり、交通を依頼する業者が変わってきますし、それで細分化されてしまうので、そこから上がってくる書類が異なっているため、書式が異なってしまうという形になります。</p>
高橋委員	<p>騒音については1社だと思います。三つとも同じ業者だと思います。</p>
事務局	<p>恐らく、別々という話を伺っております。</p>
高橋委員	<p>根拠データ等を見ると、北炭ゼネラルさんがやっているように見受けられます。</p>
事務局	<p>もし同じ業者でしたら、書式を合わせられるようにはしようと思えます。</p>
今野座長	<p>高橋委員、貴重なご意見をありがとうございました。</p>
岸委員	<p>以前、この会議でスーパービバホームでしたか、大谷地の国道12号線沿いのもので、これでは交通はさばけないのではないかと結構問題になった案件があったのですけれども、最終的には、我々としては、これ以上どうすることもできずと札幌市さんから説得されて、受け入れるしかないねという形で開店したものがありません。前任の方の担当だっ</p>

	<p>たと思うのですが、それが開店した後、結局、地元の住民の皆さんから苦情が来ていないですか。もう一冬越していますね。</p> <p>要するに、住宅街道路をスーパービバホームのメインの出入り口のところにするのはまずいのではないかということが議論されて、非常に大きな懸念があったけれども、結果、この委員会の限界という形で、裁判をやったら負けますみたいな感じで最後は札幌市さんから説明を受けて、しょうがないという形のものがあったのです。その後、開店して問題が発生しているということはないのかと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>特段、そういったご意見等は聞いてはいないのですが、念のため確認いたします。</p>
岸委員	<p>確認が必要で、スーパービバホームではなく住民の皆さんに聞いてほしいのです。そのときの議事録を見てほしいのですが、住民説明会でこういう人がこういう意見を言ったというものもあったので、そちらに実際はどうかというのを可能だったら聞いてほしいと思います。</p> <p>この委員会の中で、その1件について重たい意見をここで出したという形で、基本的にこれは承認の形になっていますけれども、それはどうなったのかというのは、ぜひ札幌市のほうでやってほしいと思います。よろしくお願いします。</p>
事務局（課長）	<p>今の件につきましては、例えば、町内会の会長とか、地域全体を見ている方の意見を聞くことは可能ですので、その辺を含めて、現状を把握して、次回の会議等で報告するようにさせていただきたいと思います。今後どうぞよろしくお願いいたします。</p>
岸委員	<p>もう一点は、私は就任当初からこの指針そのものがおかしいとずっと言っているのですが、マニュアルでこうなっているの、ぜひご理解をということなのです。現実と違うのではないかということに対して、マニュアルではこうなっていますと言うけれども、今回のガリバーは、現実と違えますという感じです。向こうから言ってきたものがマニュアルに反したようなことを認めるということで、やはりおかしいと思うのです。</p> <p>前も違う案件のときに、そもそもこういう形で評価すること自体、例えば、交通安全対策でもおかしいのではないかという話をしたときに、私は、国に対して、札幌市さんから、実際にこういう問題があるから、もうちょっと検討してくれないかということを書いてくれという話をしたことがあります。その結果、そのときは札幌市さんから国に言ってくれて、結局、国はやる気がないのはわかっているのですが、特に変わっていないから、こういうものをずっと運用しているということなのでしょうけれども、現場は違うということを国に対して何かの機会に言ってほしいと思います。</p> <p>マニュアルになっているからしょうがないということで、そこら辺は、市役所は大変かもしれないけれども、どこか変えていかなければいけないところがあると思うのです。そこは、必要に応じて訴えてほしいと思います。</p>
事務局（課長）	<p>国が指針を変えるかどうかは別問題として、市としてとか、政令市として共同で言う機会もありますので、何かの機会にそれもきちんと言うようにさせていただきます。</p>
今野座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、進行を事務局にお返しします。よろしくお願いします。</p>
事務局（課長）	<p>本日は、大変お忙しい中、ご審議並びにご意見等をたくさんいただきまして、ありがとうございました。</p>

今後の予定ですが、既にこちらに6件の案件が提出されておりまして、そのうちの3件の審議を11月に開催したいということで、事務局のほうで日程調整をさせていただきますので、またご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

これをもちまして、本日の専門家会議を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

以 上